

議第131号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額	6,033,592円	
損害の概要	種別	施設の運営に必要な職員の数の誤教示による損害
	誤教示の期間	令和2年4月から令和3年12月まで
	被害者	京都市右京区太秦森ヶ東町9番地の2 学校法人太秦学園
	損害の程度	施設型給付費を受給するうえで必要な職員の数よりも過大に雇用した職員の人件費

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。